

鳥取県告示第694号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所
日野川水系漁業協同組合
米子市熊党323-1
- 2 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第3号
- 3 認可に係る変更の内容

日野川水系漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具又は漁法等による場合であって、次の同表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">水産動植物の名称</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">期間</th> <th style="text-align: center;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;"> あゆ こい やまめ（さくらますを含む。） あまご（さつきますを含む。） いわな にじます うなぎ </td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学生</td> <td style="text-align: center;">年間</td> <td style="text-align: center;">1,050 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>高校生</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p> <p>(違反者に対する措置)</p> <p>第11条 <u>組合は、漁業者がこの規則の第2条第2項</u></p>	水産動植物の名称	区分	期間	遊漁料	あゆ こい やまめ（さくらますを含む。） あまご（さつきますを含む。） いわな にじます うなぎ	略			中学生	年間	1,050 円	<u>高校生</u>		円	<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具又は漁法等による場合であって、次の同表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">水産動植物の名称</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">期間</th> <th style="text-align: center;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;"> あゆ こい やまめ（さくらますを含む。） あまご（さつきますを含む。） いわな にじます うなぎ </td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学生</td> <td style="text-align: center;">年間</td> <td style="text-align: center;">1,050 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p> <p>(違反者に対する措置)</p> <p>第11条 <u>遊漁者が第2条第2項の規定に違反し、遊</u></p>	水産動植物の名称	区分	期間	遊漁料	あゆ こい やまめ（さくらますを含む。） あまご（さつきますを含む。） いわな にじます うなぎ	略			中学生	年間	1,050 円	略		
水産動植物の名称	区分	期間	遊漁料																										
あゆ こい やまめ（さくらますを含む。） あまご（さつきますを含む。） いわな にじます うなぎ	略																												
	中学生	年間	1,050 円																										
	<u>高校生</u>		円																										
水産動植物の名称	区分	期間	遊漁料																										
あゆ こい やまめ（さくらますを含む。） あまご（さつきますを含む。） いわな にじます うなぎ	略																												
	中学生	年間	1,050 円																										
	略																												

以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料に¥1,000を付加した額とする。

2 組合は、漁業者がこの規則の第2条第2項以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

様式第1号 遊漁承認証

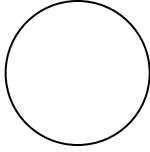
様式第1号 遊漁承認証

表1 表2 表3

No.								
遊漁承認証	禁止漁具漁法	注意事項						
下記のとおり遊漁を承認します	次の各号に掲げる漁具又は漁法により、水産動植物を採捕してはならない。	1						
<table border="1"> <tr> <td>遊漁者</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年令</td> </tr> </table>	遊漁者	住所		氏名		年令		2
	遊漁者	住所						
		氏名						
		年令						
		3						
		4						
		5						
		6						
承認機関	1							
魚種	2							
漁具漁法	3							
遊漁区域	4							
遊漁料	5							
発行者	6							
日野川水系漁業協同組合 [㊤]	7							
	8							
連絡先 0859-27-3257	9							
	10							

裏1 裏2 裏3

鮎の友釣専用漁場区域	禁止区域及び期間			
平成 年 月 日発行				
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>				

証票とみなします 顔写真なき場合無 り付けて下さい ここに顔写真を貼	遊漁承認証 NO.		
住所			
氏名		年齢	
有効期限	自. 平成 年 月 日～至. 平成 年 月 日		
発行月日	平成 年 月 日	取扱所	㊟

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成21年11月17日